

2019年3月18日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
丸紅新電力株式会社

## 「電気需給約款変更のお知らせ」別紙変更のお知らせ

平素より丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成31年3月25日より、関西エリアの電気需給約款の内容を一部変更致します。変更内容詳細については、下記関西エリアの別紙をご参照ください。

今回の変更内容は、平成31年3月25日が効力発生日となりますが、平成31年3月1日以後新規に電気の供給の申し込みをされたお客さまについても、変更後の約款を適用します。また、平成31年3月1日より前に当社から電気の供給を受けているお客さまについては、4月分の料金から適用となります。

### 【変更概要】

- ① 関西エリアのプランG従量電灯A、プランG従量電灯B（以下両者をあわせて「プランG」といいます。）および低圧電力の燃料費調整額の燃料費調整単価算出係数等（以下「係数等」といいます。）を変更致します。なお、今回の変更は、変更前の係数等を適用するとプランGおよび低圧電力のお客さまが従来より割高となるため、そのような不利益を回避するための措置であり、平成31年3月1日の改正前の内容と同様となります。

(別紙：関西電力管内)

1. 効力発生時期

平成31年3月25日

2. 変更内容（下線部が変更、追記部分となります）

附則第1項

（変更前）

本約款は、平成31年3月1日から実施します。

なお、平成31年3月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年4月分の電気料金から本約款を適用します。

（変更後）

本約款は、平成31年3月25日から実施します。

なお、平成31年3月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年4月分の電気料金から本約款を適用します。

別紙2第3項

（変更前）

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。ただし、最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。）までは、最低料金を適用される燃料費調整単価とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	A	0.0140
	B	0.3483
	Γ	0.7227
燃料価格	X	27,100 円
	Y	40,700 円
基準単価（※1） （1キロワット時につき）		16 銭 2 厘（※2）

(※1) 上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(※2) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2円43銭0厘とします。

(変更後)

### 3. 燃料費調整額

#### (1) プラン G 従量電灯 A、プラン G 従量電灯 B、低圧電力

プラン G 従量電灯 A 及びプラン G 従量電灯 B、低圧電力に適用する燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	$\alpha$	0.2985
	$\beta$	0.2884
	$\gamma$	0.4300
燃料価格	X	40,700 円
	Y	61,100 円
基準単価 (※) (1 キロワット時につき)		21 銭 1 厘

※ 上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

#### (2) その他の契約種別

前記(1)以外の契約種別に適用する燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。ただし、最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。）までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	$\alpha$	0.0140
	$\beta$	0.3483
	$\gamma$	0.7227
燃料価格	X	27,100 円
	Y	40,700 円
<u>基準単価 (※1)</u> (1 キロワット時につき)		16 銭 2 厘 (※2)

(※1) 上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(※2) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2 円 43 銭 0 厘とします。